

げんきの森づくり

児童らが森林について学習



森に親しみ、森の大切さを知ってもらおうと道後志森づくりセンターと町の共催による「げんきの森づくり育樹体験」が9月13日、余別町のサクラマスセンターチュアリーセンター裏地で行われました。

子どもたちの森林活動の環境整備と住民との協働による森林づくりを進める「もりの学校推進事業」の一環として昨年に引

き続き行われたもので、余別小学校の児童6人のほか、東しゃこたん漁協積丹支所青年部員や同漁協職員、町職員、森づくりセンター職員など約25人が参加しました。

最初に森づくりセンター職員より昨年植樹したエゾヤマザクラなどの人工林を例に、成長過程における保育の重要性について説明があつた後、児童らは鎌



を片手に下草刈りの作業体験を行いました。その後、散策路沿いの木々に予め準備した森林に関する質問23題を解きながら回るウオークラリ



が行われ、「北海道にある木の種類は」といった問いに大人も一緒になって約1時間散策、森林について理解を深めました。

最後に、児童から「木の寿命は何年か」「木が育つために必要なことは」といった質問が出され、森づくりセンターの職員は「樹木により寿命は違つが、トドマツで250年という木もある。そのためにも下草刈りなどの保育管理がとても重要。」と解説していました。

町農林課は「身近にある森林について学習することにより環境保全に対する意識の向上が図られ大変有意義なこと。今後継続して実施していきたい。」と話していました。

町を挙げクリーン作戦

2000人が海浜清掃に汗

子ども達の夏休みやお盆休暇も終わり、海水浴客らが一段落したのを受けて町を挙げたクリーン作戦が8月26日、今夏キャンペーンや海洋レクリエーションなどで多くの賑わいを見せた町内の海岸や漁港など21箇所で行われました。

余市警察署、小樽開発建設部、小樽土木現業所余市出張所等の行政機関や観光協会や商工会、婦人会、老人クラブなどの各種団体のメンバー約2000人が清掃活動に汗を流しました。



町は、7月下旬と8月上旬にもごみ持ち帰り運動やマナー向上を呼びかける啓発活動を実施しており、今回のクリーン作戦は第3弾、また過去2回の持ち帰り運動で道路沿いへ車からのポイ捨てと思われるごみの散乱も目立っていたことから昨年に比べ清掃箇所を増やしました。

収集されたごみは、空き缶やペットボトル、廃タイヤのほか、浮き玉といった漂着ごみなどさまざまで、4トントラック1台分になりましたが、運動の効果からか昨年と比較すると減量化が見られました。

町では昨年からの「清掃経費の抑制のため町民ぐるみでリサイクルと「ごみ持ち帰り運動」を推進し、美しい自然環境の保全に町を挙げたPR活動に取り組んでいます。今後町民ぐるみでの取り組みを継続させ、運動の定着化を目指しましょう。

6種目で新記録

小学校陸上競技大会

町教育委員会が主催する第33回積丹町小学校陸上競技大会が8月28日、好天に恵まれた中、研修広場で行われました。

町内全校の小学校児童が一堂に会するこの大会、選手宣誓を務めた余別小6年の広和美香さんは「勝つても負けても最後まであきらめないことを誓います。」と元気に宣言、短距離走

や走り幅跳び、ソフトボール投げなどの各種競技で熱戦が繰り広げられました。

特に、最後の種目のリレーは学校対抗で、児童から「頑張れ」「負けるな」など選手に力強い声援がおくられていました。

また今年は、6競技で5人の大会新記録が出るなど、選手たちは普段の練習の成果を思う存分発揮していました。

【新記録達成者】

- 1年60m走(女子) 芳村 由羽さん(美国小)
- 3年500m走(男子) 雲井 侑大くん(美国小)
- 5年800m走(女子) 松浦ほのかさん(美国小)
- 1年持久走(女子) 芳村 由羽さん(美国小)
- 4年ボール投げ(男子) 長島真太郎くん(美国小)
- 6年ボール投げ(男子) 大保 優真くん(美国小)



Mr. イットー相談所



弁護士:宮原一東
 倶知安のみわり基金法律相談所
 TEL0136-21-6228
 Eメール kucchan1aw@ybb.ne.jp

「トラブルは未然に防ぎましょう。」

「遺言がなかったために、遺産を巡って仲のよかった兄弟姉妹が争っている。」「離婚した夫が子の養育料の支払をしてくれない。」「判断能力が落ちている母が騙されて財産を取られてしまった。」「などの悩みを持つている人、そういう争いを身近に見た人はいませんか。こんなことにならないように、公証役場で公正証書を作成し、権利義務関係をきちんと確定しておくといでしょう。」

公正証書には、遺言公正証書、任意後見契約公正証書、金銭の貸借に関する契約や土地・建物などの賃貸借に関する公正証書、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払に関する公

正証書並びに事実実験に関する公正証書などがあります。

公正証書は、30年以上の実務経験を有する法律実務家である公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書です。公文書ですから高い証明力があるうえ、債務者が金銭債務の支払を怠ると、裁判所の判決などを待たないで強制執行手続きに移ることが出来ます。例えば、養育費の支払のように金銭の支払を内容とする契約の場合、相手方が支払をしないときには、裁判を起して裁判所の判決等を得なければ強制執行をすることができませんが、公正証書を作成しておけば、直ちに執行手続きに入ることが出来ます。

公証人役場では、公正証書の作成等についての無料相談に応じているようですので、ご利用してみたいかがでしょうか。後志地域には小樽に公証役場があります。

電話番号は0134 224530です。